明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○査証手続の簡素化に関する日本国政府とインド共和国政府との間の覚書に関する件（外務五一八）　一

告示

○外務省告示第五百十八号

平成二十二年十月二十五日に東京で、査証手続の簡素化に関する日本国政府とインド共和国政府との間の覚書の署名が行われ、同覚書にいう措置は、平成二十二年十二月十五日から実施された。

平成二十二年十二月十七日

外務大臣　前原　誠司

（訳文）

査証手続の簡素化に関する日本国政府とインド共和国政府との間の覚書

インド共和国政府と日本国政府は、

両国の友好関係を強化するとの両国の希望を考慮し、

両国の国民の間の接触を容易にすることを希望して、

それぞれの国の法令に従い、それぞれの査証手続を簡素化するために次の措置をとり又は維持する意図を相互に確認した。

1　インドにおける商用査証及び日本国における商用訪問者のための短期滞在査証に関する措置

(a)　双方は、それぞれの国の正当に認められた企業若しくは雇用者からの要請書の受領に基づき、又はインド産業連合会（ＣＩＩ）、インド商工会議所連盟（ＦＩＣＣＩ）、ソフトウェア・サービス企業全国協会（ＮＡＳＳＣＯＭ）、インド合同商工会議所（ＡＳＳＯＣＨＡＭ）及びインドにおいて政府が認めた商業貿易促進委員会並びに日本国における日本経済団体連合会その他それぞれの国の認められた商工会議所及び商業組織からの要請に基づき、商用目的で一時的に滞在するために自国を訪問する相手国の商用訪問者に対して、次の条件に従い、最長五年間有効な数次入国査証を発給することができる。

(i)　各訪問中のインドにおける滞在期間は、継続して百八十日を超えてはならない。

(ii)　各訪問中の日本国における滞在期間は、継続して九十日を超えてはならない。

(b)　双方は、(a)の措置の対象とならない相手国の商用訪問者に対して、次のとおり入国査証を発給することができる。

(i)　インド側は、産業上若しくは商業上の事業を設立するため、産業上若しくは商業上の事業を設立する可能性を検討するため、工業若しくは商業製品の購入若しくは販売のため、又は貿易及び他の短期の商用活動（雇用される場合を除く。）のために一時的に滞在する目的でインドを訪問する日本国民に対して、継続して最長百八十日間滞在可能である最長六箇月間有効な数次入国商用査証を発給することができる。

(ii)　日本側は、貿易、短期商用事業及び他の短期商用活動（雇用される場合を除く。）その他商用目的で一時的に滞在するために日本国を訪問するインド国民に対して、継続して最長九十日間滞在可能である三箇月間有効な一次短期滞在査証を発給することができる。

(c)　日本側は、(a)に掲げるインド国民の商用訪問者の家族（配偶者及び子）に対して、各訪問期間において継続して最長九十日間滞在可能である最長三年間有効な数次短期滞在査証を発給することができる。

(d)　申請者が自国に帰国し、相手国の大使館又は領事館に申請する場合を除き、特別のやむを得ない理由によらない場合には、インドにおいて商用査証を就労査証に変更すること又は短期滞在査証で日本国に入国した者の在留資格を変更することは認められない。

2　インドにおける就労査証及び日本国における就労のための入国査証に関する措置

双方は、次のとおり、インドにおいては就労査証を、日本国においては就労のための入国査証を発給することができる。

(a)　(i)　インド側は、インド共和国政府及び日本国政府の間の二国間の取決め又はインド共和国政府によって承認されている文化若しくは学術交流に関する取決めを含む非政府機関の間の取決めに従ってインドを訪問する日本国民の技術者又は専門家に対して、当該取決めに記載されている期間又は五年間のうちいずれか短い方の期間滞在することのできる数次入国就労査証を発給することができる。

(ii)　インド側は、インドに所在するＩＴソフトウェア及びＩＴ活用分野の企業、組織又は産業によって雇用されている者であって、高い技術と能力を有する専門家である日本国民の申請者（(a)(i)の措置の対象となる者を除く。）に対して、当初三年間有効な数次入国就労査証を発給することができる。申請者は、インドにおける又はインドにおいて事業の展開を予定している企業、組織又は産業による自身についての雇用契約又は採用の証明を提出しなければならない。申請者は、当該企業、組織又は産業のインドの国内法令に基づいて行われる登録の証明の提出を求められることがある。インド側は、インド共和国政府の決定する手続に従い、この(ii)に掲げる査証によりインドに入国する日本国民の申請者に対して、当初の三年間を超えて、更に二年間の滞在期間の延長を、一年を単位として認めることができる。これに関連して、インド共和国政府は当該手続をできる限り速やかに完了することを確保する。

(iii)　インド側は、インドの企業、組織若しくは産業によって雇用されインドを訪問する、又は契約に基づいてインドにおける事業に従事している者であって、高い技術と能力を有する専門家である日本国民の申請者（(a)(i)及び(a)(ii)の措置の対象となる者を除く。）に対して、最長三年間又は契約期間のうちいずれか短い方の期間有効な数次入国就労査証を発給することができる。インド側は、必要な書類が提出されることを条件として、この(iii)に掲げる査証によってインドに入国する日本国民の申請者に対して、当初の三年間を超えて、更に二年間の滞在期間の延長を、一年を単位として認めることができる。

(iv)　インド側は、(a)(i)、(a)(ii)及び(a)(iii)に掲げる日本国民の家族（申請者の扶養を受け、同じ世帯を構成する配偶者及び子）に対して、その関係を示す証拠及び雇用者からの保証書が提出されたときは、当該日本国民に発給された就労査証と同じ期間有効な数次入国査証を発給することができる。